徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年7月30日(金) 開会 午後 3時30分
1 C 6	閉会 午後 4時20分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議 長	会長 川人 泰博
4 出席者	く農業委員>
	1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文
	4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治
	7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博
	10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美
	13番委員 植田美惠子 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一
	17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織
	<農地利用最適化推進委員>
	1番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美
	5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 勝 9番委員 増井 孝重
	12番委員 森 政雄 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝
	17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎
5 欠席者	く農業委員>
	14番委員 廣瀬 長市
	<農地利用最適化推進委員>
	2番委員 安廣 貴明 16番委員 浦川 昌夫
6 欠 員	なし
7 議事	(農地関係議案)
	付議案件
	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
	第4号議案 非農地通知の審議について
	第5号議案 農用地利用集積計画の承認について
	報告事項
	(1)農地関係報告事項
	1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
	2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
	3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について
	4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
	5. 農地法第18条第6項の処理について
	6. 農地改良届について
	7. 農地であることの証明について
	8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
	9. 転用届の取消について(5条届出)

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることとなっております。進行をよろしくお願いします。

議長 ただ今から、令和3年7月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、 農業委員 19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しておりま す。欠席の届出がありました委員は、議席番号14番廣瀬長市委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号15番 細川勝義委員と、議席番号2番 岸本 昇委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページをお開きください。

それでは第1号議案について説明をします。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地2筆を売買で 所有権移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後498aに至り、譲受人は対象 地において、水稲の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後72aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地1筆を売買で 所有権移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後50aに至り、譲受人は対象地 において、野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による贈与で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後60aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後49 a に至り、譲受人は対象地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への一括贈与で、農地5筆の持ち分が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後40 a に至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。また、6番案件については、新規就農面談を行いました。

7番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地5筆を売買で 所有権移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後253aに至り、譲受人は対象 地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上7件で、対象地は、田15,073.30㎡、畑

2, 039, 00㎡、計17,112, 30㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、 実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、6番案件の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

事務局 7月13日の午後1時半より、6番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は私と、譲受人側2名、事務局2名の5名です。

譲受人は、県外に住む親族から、現在休耕地になっている田5筆の贈与を受ける旨の申請をしており、申請地で水稲の栽培を始めることを計画しております。譲受人自身は、会社に勤めており、農業の経験はありませんが、譲受人の父が農業の経験があり、教えてもらいながら共に耕作していくとのことです。農機具は、許可がおり次第購入予定であり、一部は親戚から借りるよう手配しているとのことで、労働力にも問題はないように思われます。結論として、今回の3条許可については、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、 御質問はありませんか。

> それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3 条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決 定いたしました。

> 続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。 それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページをお開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、 所有する農地を、農業用倉庫に転用するものです。現地は既に転用行為が行われてお り、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります

本案件は、農地法に規定されている立地基準及び一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。

第2号議案は以上1件のみで、地目は、畑のみ417㎡、転用目的の内訳は、その他施設用地417㎡です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の 委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長

異議がないということですので、第2号議案については本案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。 それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページを御覧ください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は自動車販売業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天車両置場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲渡人と譲受人とは親子関係になり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は運送業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。しかし、当該申請地は、許可申請日時点で既に転用工事がはぼ完了しており、既に利用している状態でした。それにもかかわらず、許可申請書には、「許可後直ちに工事着工し、6カ月後に工事完了」と記載していたほか、現況写真として転用工事前の写真を添付し、始末書には「一部無許可で盛土をしている」と記載するなど、現況とは異なる内容となっておりました。そのため、7月14日に農業委員会室において申請書を提出した行政書士に対して聞き取りを実施しました。行政書士によると、「一部盛土がされていることは知っていたが、別の行政書士が注意していると聞いていたので、これ以上は進まないと思い込んでいたことから、業務を請け負ってから申請まで一度も見に行かなかったため、工事がほぼ完成していることは知らなかった。すべては、現地を確認しなかった自分のミスで反省している」とのことでした。なお、申請書の記載については、補正済であり、事業計画そのものは許可となる要件を満たしているものと思われます。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲渡人と譲受人とは親子関係になり、賃貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。

5番から7番は譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、仏壇・仏具の製造販売業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場及び駐車場に転用するものです。

8番の申請地は、生産性の高い農地として第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は、建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場及び車両置場に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、足場リース業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、電気工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場及び駐車場に転用するものです。

11番から12番は徳島市が事業主体となる公共事業であるため、合わせて説明します。申請地は、11番が、公共投資の対象となっていない2種農地に該当し、12番が公共投資の対象となっている1種農地に該当します。転用目的は、四国横断自動車道周辺対策事業として実施する道路改良工事用の作業ヤード、仮設迂回路、工事用進入路、資材置場とするもので、権利の設定は賃貸借権の設定になり、一時転用の期

間は、令和3年9月1日から令和4年8月31日までとなります。

13番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

14番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、水道工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

16番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

17番の申請地は、公共投資の対象となっている甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は土木建築業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

18番の申請地は、公共投資の対象となっている甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は土木工事業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

19番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は土木建築業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済であり、農地区分が甲種、1種農地である8番、17番、18番案件および転用規模が大規模である1番、3番、5番から7番、13番、19番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全19件で、地目は、田が12,666.86㎡、畑が3,227.90㎡で、合計15,894.76㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地1,253.28㎡、駐車場・資材置場12,362.58㎡、その他施設用地2,278.9㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。 それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の井川委員さん、 転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

井川委員 6月16日の午前10時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告しま す。参加者は、私と岸本委員、瀬畑推進委員、安廣推進委員の4名と転用者側5名、 事務局2名の11名です。

申請対象の農地は、徳島市丈六公民館から南へ約100mに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、車両置場に転用しようとするものです。造成については、山土および採石で20m盛土し、整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透および、隣接する水路に排水するとのことで、地元土地改良区からの意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして3番案件の地区審査に参加していただいた、 勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたで しょうか。

天羽委員 6月18日、午前10時より、3番案件で地区審査を実施しましたので報告します。 参加者は、野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員と私の委員4名、転用者側は4名、 事務局2名です。

> 申請対象の農地は、方上小学校から東へ約1kmに位置しており、第2種農地に区 分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借 権を設定して、露天駐車場に転用しようとするものです。申請者は、本案件と同一地 番の一部について平成20年と平成28年に駐車場とする5条許可を受けており、今 回は、同一地番の残地を拡張する計画です。造成については、合わせて利用している 土地の高さまで約70cm盛土し、採石で転圧し、周囲には擁壁を新設する計画です。 排水については、地下浸透とするほか、新設の集水桝を設置し、地元の土地改良区の 意見書及び排水同意書も提出されているようです。しかしながら、先ほど、事務局か ら説明がありましたとおり、地区審査の時点では、土地の造成もほぼ完了しており、 既に駐車場として利用している状態でした。このことについて、現地では、譲受人本 人から現況に至る経緯について説明があり、許可を受ける前に転用行為を行ったこと について深く反省し、許可申請中の期間は、対象地に車両を置かないよう直ちに移動 することを確認しました。さらに、これを受けて、地区審査の日以降、対象地に車両 を置いていないことを確認しております。申請者は、過去にも同一地番において2度 にわたり農地転用を行っており、農業委員会の許可がなければ転用できないことは分 かっていたはずなのに2,297㎡もの土地を許可前に堂々と造成し利用していたこ とについて釈然としない気持ちもありますが、結論として、転用計画そのものは許可 基準を満たしていると認められることから、今回の転用許可申請について、勝占地区 の委員は、追認許可やむなしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いしま す。

議長 ありがとうございました。続きまして5番から7番案件の地区審査に参加していた だいた、八万地区の大貝委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかが でしたでしょうか。

大貝委員 7月16日の午前10時より、5番から7番案件の地区審査を実施しましたので、 報告します。参加者は、私と谷野推進委員の2名と転用者側2名、事務局2名の6名 です。

申請対象の農地は、八万南小学校から南へ約200mに位置しており、2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、資材置場および駐車場に転用しようとするものです。造成については、南側の土地の高さに合うよう、最大で1.7mほど盛土し、周囲には新設の擁壁を設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透および、隣接する水路に排水するとのことで、地元水利組合からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺に農地もないことから被害防除措置についても問題はなく、八万地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして8番案件の地区審査に参加していただいた、

沖州地区の桑野推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

桑野委員 7月19日の午後3時より、8番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。 参加者は、私と金澤委員の2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、徳島市沖州小学校から南へ約500mに位置しており、1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、資材置場および車両置場に転用しようとするものです。造成については、山土および砂利で20cm盛土し、周囲には新設の擁壁を設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透および、隣接する水路に排水するとのことで、地元水利組合からの同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、沖洲地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして13番案件の地区審査に参加していただい た、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 7月14日の午後2時より、13番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は私と植田委員と廣瀬委員、兼田推進委員と笹田推進委員の5名と転用者 側1名、事務局2名の8名です。

申請対象の農地は、川内北小学校から北へ約700mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、資材置場に転用しようとするものです。造成については、山土および採石で50m盛土し、整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透および、隣接する水路に排水するとのことで、地元土地改良区からの意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして17番から18番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月19日の午後1時30分より、17番と18番案件の地区審査を実施しました ので、報告します。参加者は、私と浦川推進委員、転用者側1名、事務局1名の4名 です。

申請対象の農地は、徳島市立国府中学校から北東へ約850mに位置しており、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、全体を隣接する道路高まで盛土し、整地します。排水については、雨水のみであり、既設集水桝を利用し、西側水路に排水するとのことで、地元土地改良区からの意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして19番案件の地区審査に参加していただい た、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがで したでしょうか。

鎌田委員 今月15日に19番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は多田 推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側が2名になります。

申請地の位置は、徳島市南井上小学校から、東に約350mにあり、第2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、資材置場であり、盛土はせず、全体を転圧し、砕石を敷きます。排水は、雨水のみで、地下浸透し、大雨の際は、市道沿いの側溝に放流する計画です。結論として今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても、問題なく、南井上地区の委員として、問題はないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、 申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、5番から8番と12番案件を許可相当として県に諮問し、残りの14件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については5番から8番と12番案件を許可相当として県に諮問し、残りの14件を許可することに決定いたしました。

なお、3番案件における行政書士の行為について、本日の役員会で協議した結果、 行政書士としての信用と信頼を失墜させるものであり、今後このような事態を繰り返 さないよう、徳島県行政書士会に対し、行政書士法に基づく注意勧告を求めるものと します。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第4号議案「非農地通知の審議について」 を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証通知願の審議について御説明いたします。議案書 7ページをお開きください。

1番の申請地は、入田支所から北東に約1.8kmに位置しており、今月12日に地元委員さん2名と事務局2名で、状況を確認しております。土地関係者によりますと、対象地は、50年ぐらい前から農地として利用しておらず、山林の状態となり、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われます。

2番と3番の申請地は、丈六南公園から北に約50mに位置しており、今月19日に地元委員さん4名と事務局2名で状況を確認しております。土地関係者によりますと、対象地は、昭和49年ぐらいから農地として利用しておらず、山林の状態となり、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、耕作農地もほとんどなく、非

農地判定による被害発生のおそれは小さいと思われます。 第4号議案は以上3件で、対象地は田244㎡、畑2,055㎡で合計

2, 299㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

谷川委員 1番、2番、3番の届出なんですけど、非農地通知という形での案件なんですけど、 山側や谷側などの斜面の場合、非農地というと山林扱いになるのですか。それとも雑 種地になるのですか。それと平地の場合でも非農地というのが、あると思いますが、 そういった場合は山林にはならないと思いますが、その場合、雑種地というか宅地並 みの課税になるのですか。

事務局 山などの斜面であるからというわけでなく、雑木や竹などの繁茂によって進入困難な状況や周辺の状況を確認し、同行をお願いしている委員さんの意見を聞きながら山林等の判断を行っています。平地についても同様で、周辺の状況によって判断しております。よろしいでしょうか。

谷川委員 はい

議長 この件につきましては、非農地通知ということで、それぞれ地区審査ということで、 地元の委員さんに現地に来ていただき、山林で差しつかえないとのことで、通知証明 をそのまま出すことになるのですが、その一方で、総会においても審議をしていただ くということで、議案としているところです。

谷川委員 来月から農地パトロールを実施するわけですが、国府の矢野の方に山合というか谷 合に20年から30年も放棄地となっている所があるわけですが、そういった所に関 して原状回復が無理なので、こういった土地に関して非農地でどうですか。という通 知を出していただきたいと、そういった形で山林に変えたらどうですかと、その方が 税金も安くなると思うんですが、非農地扱いになるのは、どういう状況なのかについ て。

議長 ありがとうございます。よろしいですね。それでは、農地パトロールの際に事務局においても対応するということで。

事務局はい。委員さんの意見を聞きながら対応いたします。

議長 他に意見はございませんでしょうか。それでは採決いたします。 第4号議案の非農地通知の審議については、全案件を非農地と承認することに異議 はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。それでは、次の議案の審議に移ります。

第5号議案「農用地利用集積計画の承認について」の審議を開始します。なお、本

号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東美佐緒委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席していただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書8ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は、新規設定が4件、再設定が10件で合計14件となっており、そのうち、賃貸借権が4件、使用貸借権が10件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が多家良地区・1筆・1件、2番が勝占地区・1筆・1件、3番が沖州地区・1筆・1件、4番から5番が上八万地区・5筆・2件、6番が入田地区・2筆・1件、7番から10番が川内地区・6筆・4件、11番から12番が国府地区・3筆・2件、13番から14番が北井上地区・6筆・2件となっております。利用権設定については以上で、田14筆18,321㎡、畑11筆11,473㎡の合計25筆29,794㎡となります。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書10ページをお開きください。

本案件は、譲渡人から譲受人へ売買により所有権が移転されるものです。 耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の譲受人の耕作面積は、取得後438aに至るものであり、取得後には対象地において野菜や水稲の栽培を行うとのことです。

2番の譲受人の耕作面積は、取得後119aに至るものであり、取得後には対象地において水稲の栽培を行うとのことです。

3番の譲受人の耕作面積は、取得後81aに至るものであり、取得後には対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上3件で田4筆、5,071.00㎡、畑2筆、

2,416,00㎡、合計6筆、7、487,00㎡となります。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、 申請地区の委員さん、他 の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の農用地利用 集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書11ページを御覧ください。 1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。 14ページに渡り10件受理しました。 15ページをお開き下さい。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

16ページをお開きください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。4件受理しました。

17ページをお開きください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。20ページにわたり14件受理しました。

22ページを御覧下さい。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。23ページにわたり、3件受理しました。

24ページをお開き下さい。6番は農地改良届出についてです。1件受理しました。 25ページを御覧下さい。7番は農地であることの証明についてです。1件証明しました。

26ページをお開き下さい。8番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

27ページを御覧下さい。9番は転用届出の取消についてです。1件取消しました。報告事項については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。 続いて事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 農地パトロールについてのお願いと、実施方法の変更点について説明致します。 今年度も、送付させていただきました日程表に沿って、農地パトロールを実施します。暑い時期でもあり、お忙しい時期でもありますが、御協力をよろしくお願いします。なお、都合が悪い場合は事務局に連絡いただきましたら、日程調整をしますので、よろしくお願いします。続いて、パトロールの実施方法についてですが、今年度より、パトロールの実施方法が一部変更になります。今まで農業委員会が行う農地パトロールと農林水産課が行う荒廃農地調査は別々に行われていましたが、今年度より両調査が統合されました。

これに伴いまして、利用状況調査で確認する項目が増え、より細かな調査が必要となります。新しく追加された項目としては、遊休農地区分の判定、遊休農地となった理由、農地の現況、発生場所、再生利用困難な農地について、非農地の判断を行わない場合の理由などです。詳しい内容については、令和3年度農地パトロール実施要領抜粋に記載されております。例年より調査項目が増えており、委員さんには、これまで以上に、農地の状況や所有者の状況等、把握していただき、御協力をよろしくお願いします。

議長 連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はございませんか。 それでは、以上をもちまして、令和3年7月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。